

京都府地球温暖化対策推進計画の策定について

＜中間まとめ＞

(案)

平成18年5月23日

京都府環境審議会企画部会

地球温暖化対策推進計画検討専門委員会

京都府地球温暖化対策推進計画（仮称）

目 次

1 はじめにー計画策定の趣旨ー

2 地球温暖化対策の現状と課題

3 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガスの排出量の現状
- 2 部門別の排出状況及び増減要因
- 3 温室効果ガスの排出量の将来予測

4 計画の目標

- 1 温室効果ガスの削減目標
- 2 計画期間
- 3 部門別目標
- 4 地域別目標
- 5 温室効果ガスの削減効果
- 6 森林吸収源と京都メカニズム

5 地球温暖化対策の推進 ー目標の達成に向けてー

- 1 対策を進める3つの柱
- 2 対策の推進

13分野の重点対策

①府による対策、②事業活動、③建築物、④緑化の推進、⑤自動車交通、⑥電気機器等、⑦自然エネルギー、⑧環境物品の購入、⑨廃棄物の発生抑制、⑩環境教育・環境学習の推進、⑪森林の保全・整備、⑫環境産業の育成、⑬国際協力の推進

- 3 府民にわかりやすい行動モデルの設定

6 計画の推進

- 1 推進体制の整備
- 2 各主体の役割
- 3 計画の進行管理（PDCA）

7 脱温暖化社会の実現に向けてー中長期ビジョンー

1 はじめにー計画策定の趣旨ー

- 平成9（1997）年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17（2005）年2月16日に発効し、我が国は、第一約束期間（2008年～2012年）において、温室効果ガスの排出量を基準年である平成2（1990）年比で6%削減する法的義務が発生した。
- これを受け、国では、平成17（2005）年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、「京都議定書」の6%削減の達成に向けた総合的な対策を展開している。
- 京都府においても、京都議定書の発効を踏まえ、府民総参加の下で地球温暖化対策の更なる推進を図るため、平成17（2005）年12月に「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、平成18（2006）年4月から施行した。
- 条例では、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された脱温暖化社会の実現をめざし、その第一歩として、平成22（2010）年度までに府内における温室効果ガスの総排出量を平成2（1990）年度比で10%削減する当面の数値目標を掲げた。
- 条例に掲げた温室効果ガスの削減目標を確実に達成していくためには、京都府はもとより、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等の各主体が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して取り組んでいくことが必要であり、条例において、削減目標を達成するための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するための計画（地球温暖化対策推進計画）を定めることとした。
- このため、現行の計画（「京と地球の共生計画ー地球温暖化対策推進版」）の点検・見直しを行い、対策の重点化も含めて再構築し、新たな計画として策定することにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先進的・先導的な地球温暖化対策を更に推進する。

2 地球温暖化対策の現状と課題

1 地球温暖化問題

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に排出されることなどによる地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、気候変動による影響は既に世界各地で顕在化しており、地球環境への深刻な影響が懸念されている。

さらに、今後も、豪雨などの異常気象の増加や生態系への悪影響の拡大、食糧生産への影響、感染症による被害の拡大など、人間の健康や経済社会活動への広範かつ深刻な影響が予測されており、地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要かつ緊急課題の一つとなっている。

2 国際的な取組

こうした地球温暖化問題に対し、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的とする「気候変動枠組条約」が1992年に採択され、地球温暖化の防止に向けた国際的な取組が進められている。

その目的を達成するための第一歩として、平成9（1997）年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17（2005）年2月に発効した。

「京都議定書」の発効により、温室効果ガスの排出量を第1約束期間（2008年～2012年）において、先進国全体で基準年である平成2（1990）年比で5%削減する法的拘束力が発生し、国際的な取組が更に進展している。

3 我が国の取組

「京都議定書」では、我が国は、第1約束期間（2008年～2012年）において、温室効果ガス排出量を基準年である平成2（1990）年比6%削減する法的義務が発生した。

このため、政府では、「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成するために、「地球温暖化対策推進法」に基づき「京都議定書目標達成計画」を閣議決定（平成17（2005）年4月）し、総合的な対策が推進されている。

4 京都府の取組

京都府においても、平成11（1999）年3月に現行計画である「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標（▲8%）を掲げ、日常生活や事業活動における省エネルギー対策や自動車交通対策をはじめ、様々な地球温暖化対策を積極的に推進してきた。

また、平成14（2002）年度からは、当面の重点施策をとりまとめた「地球温暖化対策プラン」（平成14（2002）年度策定、平成16（2004）・17（2005）年度改訂）に基づき、府内の地球温暖化対策の中核的支援機関となる「京都府地球温暖化防止活動推進センター」の設立や地域での活動のリーダーとなる「京都府地球温暖化防止活動推進員」の設置（168名）をはじめ、「京都エコエネルギープロジェクト」や「風のプロジェクト」等のモデル事業の推進など、更に先進的な地球温暖化対策に取り組んできているところである。

その結果、府内各地域では、府民や事業者、環境保全活動団体、市町村等における地球温暖化防止の取組が着実に進展してきており、府内における温室効果ガスの排出量も、平成14（2002）年度においては、基準年度である平成2（1990）年度と比べ約3.5%減少するなど、一定の成果をあげてきている。

しかしながら、目標年度である平成22（2010）年度の温室効果ガスの排出量は、今後のエネルギー消費の増加等により、基準年度に比べ増加するものと予測されることから、現行計画よりも高いレベルの削減目標（▲10%）を掲げるとともに、13分野におよぶ総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を平成17（2005）年12月に制定した。（平成18（2006）年4月施行）

今後、条例に掲げた温室効果ガスの削減目標（▲10%）を確実に達成していくためには、条例の円滑かつ効果的な推進はもとより、部門別の削減目標の設定や推進体制の整備、進行管理の徹底などの観点から、現行計画（「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版」）を見直し、より総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進していく必要がある。

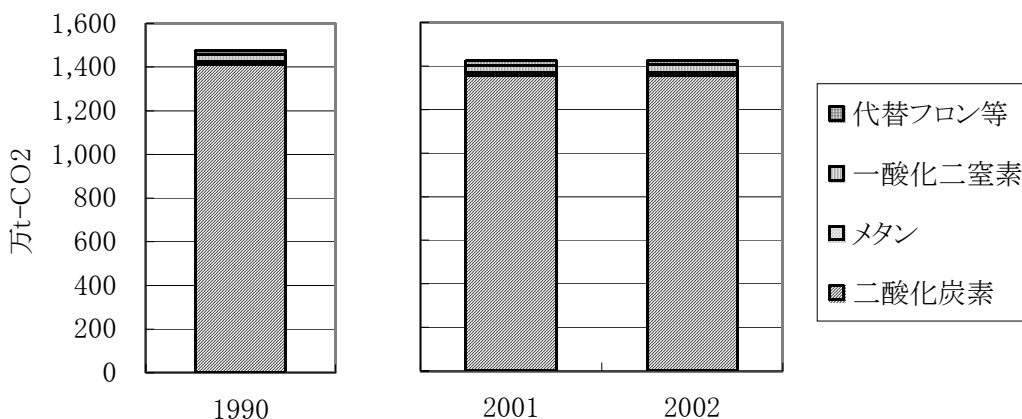
3 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出量の現状

京都府内における温室効果ガスの総排出量は、平成14（2002）年度で約1,426万t-CO₂と、前年度（平成13（2001）年度）と比べると、ほぼ横ばいで推移している。また、基準年度である平成2（1990）年度と比べると、約51万t-CO₂（3.5%）減少している。

一方、二酸化炭素の排出量は、約1,357万t-CO₂で、府内の温室効果ガスの総排出量全体の約95%を占めており、前年度に比べてほぼ横ばいで推移し、基準年度に比べると、約54万t-CO₂（3.8%）減少している。

京都府内における温室効果ガスの排出量



2 部門別の二酸化炭素排出状況及び増減要因

(1) 産業部門

平成14（2002）年度の二酸化炭素排出量は約401万t-CO₂で、府内の排出量全体の約30%を占めており、基準年度（平成2（1990）年度）に比べ約24%と大幅に減少している。

これは、企業における環境意識の高まりや経営の効率化等により積極的に省エネルギーの取組が進められたことや、産業部門の排出量の約88%を占める製造業からの排出量が減少（製造品出荷額は平成2（1990）年度から平成14（2002）年度にかけて27%減少）してきたことなどによるものと考えられる。

(2) 運輸部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約381万t-CO₂で、府内の排出量全体の約28%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約10%増加している。

これは、全国の伸び率と比べると低いものの、自動車の保有台数が伸びていること(平成2(1990)年度から平成14(2002)年度にかけて19%増加)などによるものと考えられる。

(3) 民生・家庭部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約273万t-CO₂で、府内排出量全体の約20%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約1.5%とやや増加している。

これは、世帯数の増加(平成2(1990)年度から平成14(2002)年度にかけて16.4%増加)や家電製品等の普及等の増加要因と、家電製品の省エネ化等の減少要因が相まって、やや増加したものと考えられる。

(4) 民生・業務部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約259万t-CO₂で、府内の排出量全体の約19%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約18%と大幅に増加している。

これは、オフィス等の床面積の増加やOA機器等の普及、深夜営業の拡大などが大きな要因であると考えられる。

(5) エネルギー転換部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約3万t-CO₂で、府内の排出量全体の約0.2%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約57%減少している。

これは、効率化等の観点から、関西電力宮津エネルギー研究所(石油火力発電所)の長期計画停止(運転休止)が実施されたことによるものと考えられる。

なお、平成15(2003)年度からは、燃料の多様化等の観点から、関西電力舞鶴発電所(石炭火力発電所)が新たに稼働することにより、今後の排出量は増加するものと予想される。

(6) 廃棄物部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約39万t-CO₂で、府内の排出量全体の約2.9%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約5%増加している。

これは、廃棄物焼却量の増加によるものと考えられる。

(7) 工業プロセス部門

平成14(2002)年度の二酸化炭素排出量は約1万t-CO₂で、府内の排出量全体の約0.1%を占めており、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約24%減少している。

これは、ニッケル等の製造量の減量等により、製造工程において投入される二酸化炭素排出源となる石灰石等の原料投入量が減少したためと考えられる。

3 温室効果ガスの排出量の将来予測

平成22(2010)年度における温室効果ガスの総排出量の将来予測(現状対策ケース:これまでの対策を引き続き現状どおり実施するとした場合)では、今後のエネルギー消費の増加等により約1,486万t-CO₂となり、基準年度(平成2(1990)年度)に比べ約0.6%増加するものと見込まれることから、温室効果ガスの削減目標(▲10%)を達成するためには、現状対策に加え、更に10.6%(約158万t-CO₂)相当分の追加対策を講じる必要がある。

このため、温室効果ガスの排出量のウエイトが高い産業部門や排出量が増加している運輸部門、民生・家庭部門、民生・業務部門など、各部門の状況や増減要因等を踏まえ、より一層の削減対策を講じる必要があると考えられる。

4 計画の目標

1 温室効果ガスの削減目標

平成22（2010）年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を平成2（1990）年度の温室効果ガスの総排出量の90パーセントに削減する。
<▲10%>

1 基準年度

- ・基準年度は、「京都議定書」の基準年度である平成2（1990）年度とする。

2 目標年度

- ・目標年度は、「京都議定書」の第1約束期間（2008年～2012年）の中間年度である平成22（2010）年度とする。

3 対象とする温室効果ガス

- ・計画の対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」で対象とされている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（3種類）の6種類とする。

2 計画期間

平成18（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間とする。

3 部門別目標

目標年度である平成22（2010）年度における府内の温室効果ガスの総排出量の将来予測（現状対策）は、前述のとおり、約1,486万t-CO₂と、基準年度（平成2（1990）年度）比で約0.6%（約9万t-CO₂）の増加となると見込まれることから、温室効果ガスの削減目標（▲10%）を達成するためには、現状対策に加え、更に10.6%（約158万t-CO₂）相当分の追加対策を講じる必要がある。

このため、この計画の削減目標の確実な達成に向けて、温室効果ガスの総排出量の約97%を占める、「産業」、「運輸」、「民生・家庭」、「民生・業務」の各部門について、取り組むことができる具体的な対策・施策を踏まえ、部門別の削減目標（削減量）を定めることにより、よりきめ細かな対策の推進に資することが適当であると考えられる。

(1) 産業部門

条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度による自主的取組の促進やK E S等の環境マネジメントの導入促進等により、約45万t-CO₂の削減が可能であると考えられる。

(2) 運輸部門

条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度による自主的取組の促進や低公害車の普及、交通需要マネジメント施策（TDM）やエコドライブの推進等により、約49万t-CO₂の削減が可能であると考えられる。

(3) 民生・家庭部門

省エネルギー性能の高い機器等への買い替え促進や家庭での省エネルギー行動の実践等により、約30万t-CO₂の削減が可能であると考えられる。

(4) 民生・業務部門

条例に基づく事業者及び建築物温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度による自主的取組の促進やK E S等の環境マネジメントの導入促進、エネルギー管理の徹底等により、約10万t-CO₂の削減が可能であると考えられる。

4 温室効果ガスの削減効果

これら部門別目標に基づく対策（追加対策）を確実に推進することにより、目標年度である平成22（2010）年度における府内の温室効果ガスの総排出量は、約1,328万t-CO₂となり、基準年度（平成2（1990）年度）比で10%の削減目標の達成が可能となるものと見込まれる。

京都府における温室効果ガスの削減目標

排出量: 万t-CO₂

部門	1990年度		2002年度		2010年度(目標排出量)	
	電気排出係数= 0.35		電気排出係数= 0.26		電気排出係数= 0.34	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
産業	530	37.6%	401	29.5%	379	29.9%
(伸び率)			-24.3%		-5% (-28%)	
運輸	346	24.5%	381	28.1%	326	25.7%
(伸び率)			10.1%		-14% (-6%)	
民生・家庭系	269	19.1%	273	20.1%	254	20.0%
(伸び率)			1.5%		-7% (-6%)	
民生・業務系	220	15.6%	259	19.1%	215	17.0%
(伸び率)			17.7%		-17% (-2%)	
エネルギー転換	7	0.5%	3	0.2%	57	4.5%
(伸び率)			-57.1%		1790% (710%)	
廃棄物	37	2.6%	39	2.9%	36	2.8%
(伸び率)			5.4%		-8% (-3%)	
工業プロセス	2	0.1%	1	0.1%	1	0.1%
(伸び率)			-23.5%		0% (-24%)	
二酸化炭素計	1,411		1,357		1,269	
(伸び率)			-3.8%		-7% (-10%)	
温室効果ガス計	1,477		1,426		1,328	
(伸び率)			-3.5%		-7% (-10%)	

(注) 工業プロセスの1990年度比は千t-CO₂で計す 下段: 1990年度比

下段: 2002年度比

: () 内は1990年度比

部門別の対策効果（削減量）

（単位：万t-CO2）

部 門	対 策	削減量
産業部門	1 自主行動計画の実施とフォローアップ	16.51
	2 省エネルギー法に基づくエネルギー管理の徹底	2.92
	3 KES認証取得の促進	8.71
	4 条例に基づく事業者報告・公表制度による自主的取組	11.36
	5 石油等から天然ガスへのエネルギー転換	16.66
	6 自然エネルギーの普及	8.02
	小 計	64.18
運輸部門	1 トップランナー基準による燃料費改善	25.20
	2 鉄道のエネルギー消費効率の向上	0.86
	3 交通需要マネジメント施策の推進	1.00
	4 条例に基づく事業者報告・公表制度による自主的取組	3.75
	5 低公害車の普及	3.31
	6 公共交通機関の利用促進	5.40
	7 エコドライブの普及	17.95
	8 アイドリング・ストップの徹底	3.26
	9 自動車の使用自粛	14.12
	小 計	74.85
民生 家庭部門	1 住宅の省エネ性能の向上	17.85
	2 トップランナー基準による機器の効率向上	36.74
	3 省エネ機器の普及	11.76
	4 住宅における緑化の推進	0.04
	5 家庭での省エネルギー行動の実践	18.13
	6 条例に基づく建築物報告・公表制度による自主的取組	0.14
	7 自然エネルギーの普及	0.39
小 計	85.05	
民生 業務部門	1 建築物の省エネ性能の向上	27.54
	2 トップランナー基準による機器の効率向上	36.08
	3 省エネルギー法に基づくエネルギー管理の徹底	5.73
	4 条例に基づく建築物等緑化制度による取組	0.03
	5 バイオマスの利活用の促進	0.33
	6 KES認証取得の促進	4.08
	7 条例に基づく事業者報告・公表制度による自主的取組	2.26
	8 条例に基づく建築物報告・公表制度による自主的取組	0.27
	9 石油等から天然ガスへのエネルギー転換	2.27
	0 自然エネルギーの普及	1.27
小 計	79.86	
エネルギー 転換部門	1 条例に基づく電気事業者報告・公表制度による自主的取組	1.29
	小 計	1.29
廃棄物部門	1 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進等	5.81
	2 廃棄物の適正処理	
小 計	5.81	
代替フロン 等	1 フロン法に基づくフロン類等の適正回収	22.14
	小 計	22.14
計		333.18

5 地域別目標

京都府は、府内の4分の3を占める緑豊かな農山村部や、多くの産業や人口が集積する京都市周辺部など、都市と農山村とが共存する特色ある地域構造を有していることから、部門別目標の設定に加え、それぞれの地域の特性や資源、課題などに応じて、地域毎の地球温暖化防止に向けた取組目標を示すことにより、よりきめ細かな対策の推進に資するとともに、地域における様々な取組を総合的に支援する必要がある。

なお、地域区分については、対策の推進や進行管理等を踏まえ、広域振興局（丹後、中丹、南丹、山城）単位が適当であると考ええる。

（1）丹後広域振興局管内

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口は約12万人、府全体の約4%、長期的な人口減少と高齢化 ■ 基幹産業は織物業と機械金属業、白生地生産は長期にわたり減少傾向 ■ 環境学習の活動を展開（風の学校、地球デザインスクール、「丹後海と星の見える丘公園」等） ■ 自然エネルギーの普及を促す施設の立地（太鼓山風力発電施設、京都エコエネルギープロジェクトの複合実証プラント等） ■ 廃食用油の回収とBDFの利用促進のネットワークの広がり
排出量の状況	<p>全体 2割を超える大幅な減少</p> <p>部門別の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 産業部門で大幅に減少（▲52%）し、その減少幅は4管内で最大。主な理由は織物業の低迷（ex. 丹後ちりめん生産量▲66%） ■ 民生家庭部門も減少（▲8%）。人口の減少が影響 ■ 廃棄物部門も産業の低迷や人口の減少により、4管内で唯一減少の傾向
1990 → 2002	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー転換部門及び工業プロセス部門の排出量も小さいながらも4管内では最大の数値 <p>部門別の構成割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1990年度 ①産業41% ②運輸23% ③民生家庭19% ■ 2002年度 ①運輸35% ②産業26% ③民生家庭17% ■ 産業分野の大幅な減少に伴い、運輸分野の割合が増大
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな自然環境や環境学習施設（丹後海と星の見える丘公園等）、自然エネルギー施設（京都エコエネルギープロジェクト等）を活かし、環境保全活動団体と連携した環境教育・環境学習の取組や自然エネルギーの普及の促進 ■ エコドライブやアイドリングストップの徹底、低公害車の普及など、環境にやさしい自動車交通の促進 ■ 地域産木材やバイオマスの利活用など、地域資源循環の取組の促進（ウッドマイレージ認証制度の普及、地域材流通システムの整備、BDFの取組等）

(2) 中丹広域振興局管内

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口は約22万人、府全体の約8%、人口の減少と高齢化が並行して進行 ■ 長田野工業団地、綾部工業団地、京都北部中核工業団地、綾部市工業団地、舞鶴喜多工業団地等が立地、製造業を中心とした多数の大手企業が集積 ■ 京都舞鶴港の立地、丹後・南丹地域、兵庫県、福井県と隣接する交通の要衝 ■ 福知山市で北部でははじめての天然ガススタンドを設置
排出量の状況	<p>全体 ほぼ横這い</p> <p>部門別の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 産業部門が減少(▲12%)する反面、運輸部門(17%)及び民生業務部門(20%)が増加 ■ 民生家庭部門も丹後に次いでわずかながらも減少(▲1%)
1990 → 2002	<p>部門別の構成割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1990年度 ①産業56% ②運輸22% ③民生家庭12% ■ 2002年度 ①産業50% ②運輸26% ③民生家庭12% ■ 産業分野の構成割合は4管内で最大、長田野工業団地等に大手製造関連の事業所が多数集積していることが要因
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長田野工業団地や綾部工業団地など、事業活動における省エネルギーやゼロエミッションの取組の促進 ■ 間伐材や製材の残材など、木質バイオマスの利活用など、地域資源循環の取組の促進 ■ 交通の要衝として、天然ガスステーションの整備等による天然ガス車等の低公害車の利用促進

(3) 南丹広域振興局管内

地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口は約16万人、府全体の約6%。亀岡市等での増加でこれまで増加傾向にあったが、今後は北部地域の過疎化が更に進み、減少の予測。また、北部地域を中心に高齢化率が上昇 ■ 南部地域では住宅地開発、企業・大学などの誘致(新光悦村の整備等)、大規模小売店舗の進出が顕著 ■ 地域の84%が森林 ■ 南丹市バイオエコロジーセンターにおいてバイオマス発電を実施
排出量の状況	<p>全体 2割の大幅な増加</p> <p>部門別の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての部門で増加 ■ 特に、産業部門(16%)、運輸部門(22%)、民生業務部門(38%)で増加 ■ 中でも産業部門は4管内で唯一増加。主な理由は、大手製造事業所の誘致 ■ 民生業務部門の増加の主な理由は、大手スーパーの進出
1990	<ul style="list-style-type: none"> ■ また、民生家庭部門の増加の伸び(8%)は4管内で最大

→	部門別の構成割合
2002	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1990年度 ①運輸37% ②産業30% ③民生家庭20% 2002年度 ①運輸37% ②産業30% ③民生家庭18% ■ 両年度とも運輸部門がトップ（4管内で唯一）。郊外地として、通勤、買い物等による自家用車の使用率が高いことが想定される。
取組 目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな自然環境や環境学習施設を活かし、環境保全活動団体と連携した環境教育・環境学習の取組促進 ■ エコドライブやアイドリングストップの徹底、低公害車の利用など、環境にやさしい自動車交通の促進 ■ 森林資源の保全・整備と地域産木材の利用拡大の促進（森林ボランティア活動の体制整備、ウッドマイレージ認証制度の普及等、製材の残材や間伐材などの木質バイオマスの利活用）

（４）山城広域振興局管内

地域 特性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口は約70万人、府全体の約26%、関西文化学術研究都市の建設等で人口が増加傾向 ■ 京都市、大阪府と隣接し、通勤、レジャー等を含め交流も盛ん ■ 関西文化学術研究都市等における先端産業の集積地域としての発展に期待 ■ 宇治市槇島地区、久御山町、乙訓地域等に機械金属系を中心とする工業が集積
排出 量の 状況	<p>全体 7%の増大</p> <p>部門別の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運輸部門（23%）、民生業務部門（42%）の増加の伸びは4管内で最大。主な要因は、通勤、買い物等による自家用車の使用率が高いことや大手スーパーの進出等 ■ 1990 民生家庭部門の伸び（7%）も、南丹についで大きい。
→	部門別の構成割合
2002	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1990年度 ①産業40% ②運輸27% ③民生家庭20% 2002年度 ①運輸31% ②産業31% ③民生家庭20%
取組 目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校、企業、環境保全活動団体、行政（府、市町村）等の連携・協働による環境教育・環境学習の推進 ■ 通勤、通学、買い物等における公共交通機関の利用促進 ■ 大規模な工場・事業所等など、事業活動における省エネルギーやゼロエミッションの取組の促進 ■ 学研都市の研究機関や大学など、産学公の連携による環境産業の育成の促進

6 森林吸収源と京都メカニズム

府内の75%を占める豊かな森林を活かした地球温暖化対策を推進するため、適正な森林の保全・整備による森林吸収量についても、2010年度までの数値目標を定めることが適当であると考えられる。

森林吸収量に係る数値目標については、京都議定書で森林吸収による温室効果ガス排出削減として我が国に認められた約4800万t-CO₂（3.9%）の京都府分相当の森林吸収量を、地域森林計画及び京都府豊かな緑を守る条例等の施策の実施により達成すべき数値目標として定めることが適当であると考えられる。
<林務課確認中>

京都メカニズム（共同実施（J I）、クリーン開発メカニズム（CDM）、排出量取引（ET））については、昨年12月、カナダのモントリオールで開催された「京都議定書第1回締約国会合」（COP/MOP1）において、算定ルール等が決定されたが、現在のところ、具体的な運用方法等が不明であることなどから、今後とも、国等の動向を十分見ながら、自治体としての活用方法について、引き続き研究を行うことが適当であると考えられる。

5 地球温暖化対策の推進 ー目標の達成に向けてー

1 対策を進める3つの柱

地球温暖化問題は、日常生活や事業活動など、あらゆる人間活動に起因していることから、社会を構成するすべての主体が、自らの問題として認識し、それぞれの立場に応じて、身近なこと、できることから取組を進めていくことが必要である。

また、府内では、京都府地球温暖化防止活動推進センターの設置など、府域全般にわたる取組体制の整備が進みつつあるが、地域における地球温暖化対策の重要な担い手である市町村をはじめ、推進員や地域協議会の体制づくりや支援を強化することにより、地域に根ざした活動を更に発展させていく必要がある。

このため、「意識づくり」、「人づくり」、「仕組みづくり」を対策の柱として、府民総参加の下で総合的かつ計画的な対策を推進する。

1 活動を広げる「意識づくり」

- わかりやすい情報の提供
- 意識の変革とライフスタイルや事業活動の変革など具体的な行動に結び付ける対策の強化
- 府民総参加の下での対策を進めるためのパートナーシップ・府民運動の展開

2 活動を促進する「人づくり」

- 次代の担い手である子どもたちに対する環境教育・環境学習の推進
- 地域における地球温暖化防止活動の担い手となる人材の育成
- 事業活動における地球温暖化対策の指導者（リーダー）の育成

3 活動を支える「仕組みづくり」

- 市町村をはじめ、推進員や地域協議会など、地域における地球温暖化対策の推進体制と連携の強化
- 取組の成果を実感しながら無理なく継続的に取り組めるシステムの普及
- 条例に基づく報告・公表制度や顕彰制度の充実による自主的取組の促進
- グリーン購入（調達）の促進や環境産業の育成やなど、環境と経済の好循環を実現するための対策の強化
- 計画の着実な推進を図るための評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

2 対策の推進ー13分野の重点対策ー

温室効果ガス削減の数値目標（▲10%）の達成に向けて、13分野におよぶ幅広い地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、対策毎に、できる限り具体的な数値目標（対策評価指標）を設定し、PDCAサイクルによる進行管理を徹底する。

重点対策 1 府による地球温暖化対策

地球温暖化対策を推進するためには、世界的（グローバル）な視野で考え、地域（ローカル）から行動することが重要である。

このため、府は、府域の自然的・社会的条件を活かし、京都議定書誕生の地にふさわしい創意工夫による総合的かつ計画的な対策を更に積極的に推進するとともに、府自らの事務事業においても、率先した取組を推進する。

1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

- 「京都府地球温暖化対策条例」（平成17年12月制定、18年4月施行）の推進
- 「京都府地球温暖化対策推進計画」（平成18年9月策定＜予定＞）の推進
- 「地球温暖化対策プラン」（平成14年度策定、16・17年度改訂、18年度改訂＜予定＞）の推進

2 府自らの事務事業における率先実行

- 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」（平成18年6月策定）の推進
- 「新環境マネジメントシステム」（平成18年4月実施）の推進
- 「京都府グリーン調達方針」（京滋グリーン入札等）の推進
- 「『環』の公共事業」、「緑の公共事業」の推進

重点対策 2 事業活動における地球温暖化対策

産業部門においては、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあるものの、依然として、府内の温室効果ガスの総排出量の約3割と大きなウェイトを占めるとともに、オフィス等の業務部門においては、エネルギー消費の増加により、平成14（2002）年度は、基準年度（平成2（1990年度））比で18%増と大幅に増加していることから、事業活動における自主的かつ計画的な地球温暖化対策を更に推進する必要がある。

このため、工場やオフィス、店舗等での省エネルギー行動の一層の徹底や省エネルギー性能の高い設備・機器等の普及を促進するとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者に対しては、条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度により自主的取組を更に促進する。

さらに、中小企業地球温暖化対策応援事業等により、中小事業者における地球温暖化対策をソフト・ハード両面から総合的に支援する。

1 工場やオフィス、店舗等での省エネルギー行動の一層の徹底

- 環境マネジメントシステム（KES）の普及（KESセミナーの開催等）
- 優良な事業者の顕彰制度（環境トップランナー表彰等）の充実
[対策評価指標]
 - ・環境マネジメントシステム（KES）導入事業者数 ○○事業者

2 省エネルギー性能の高い設備・機器等の普及

- 省エネ診断、E S C O診断の促進
- 中小事業者の地球温暖化対策に対する助成制度等支援の充実
- 条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度の推進
[対策評価指標]
 - ・ 条例に基づく事業者報告・公表制度による削減 ▲〇% (〇〇事業者)

重点対策3 建築物における地球温暖化対策

業務部門においては、温室効果ガスの排出の量の主な増加要因である建築物の床面積の増加に対し、建築物の環境性能を向上を促進する必要がある。

このため、建築物の新築時等における断熱や空調設備の省エネルギー化など、建築物の環境性能の向上を一層促進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、条例に基づく建築物温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度により自主的取組を更に促進

1 住宅の新築・リフォームにおける断熱等の環境性能の向上

- 低利融資制度等助成制度の充実
- 環境性能評価制度（住宅版C A S B E E）による普及啓発

2 オフィスや店舗、マンション等の建築物の環境性能の向上

- 環境性能評価制度（C A S B E E）による普及啓発
- 条例に基づく建築物温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度の推進
[対策評価指標]
 - ・ 条例に基づく建築物報告・公表制度による削減 ▲〇% (〇〇件/年)

重点対策4 緑化の推進による地球温暖化対策

都市部を中心に、エネルギー消費の増加に加え、緑や水の減少や人工被覆面の増加、さらに、エアコンや自動車等から排出される人工排熱が増加等しており、地球温暖化とあわせたヒートアイランド現象への対策が必要である。

このため、都市の大半を占める建築物やその敷地における緑化など、豊かな緑の創出を推進するとともに、特に、環境への負荷が大きい一定規模以上の建築物に対しては、条例に基づく建築物等緑化制度により更に取組を推進する。

1 住宅における緑化の推進

- 技術面等での相談やアドバイス等の情報提供の強化
- 低利融資制度等助成制度の充実

2 工場やオフィス、店舗等の建築物の緑化の推進

- モデル事業やコンテストの実施等による普及啓発
- 条例に基づく建築物等緑化制度の推進
[対策評価指標]
 - ・ 条例に基づく建築物等緑化制度による削減 ▲〇% (〇〇件/年)

重点対策5 自動車交通における地球温暖化対策

運輸部門においては、温室効果ガスの排出の量の主な増加要因である自動車の保有台数の増加や大型化等に対し、自動車等の適正な使用や公共交通機関への利用転換、温室効果ガスを排出しない自動車等の普及を図る必要がある。

このため、エコドライブの推進やアイドリング・ストップの徹底を図るとともに、自動車販売店における自動車に関する適切な環境情報の提供を通じた低公害車の一層の普及を促進するとともに、特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の運輸事業者に対しては、条例に基づく事業者温室効果ガスの削減計画書の報告・公表制度やエコマイスター制度により更に取組を促進する。

1 公共交通機関や自転車等の利用促進（自動車の使用抑制等）

モビリティ・マネジメントの実施等による情報提供、普及啓発

2 エコドライブの普及（自動車の適正な整備・使用の推進）

エコドライブ講習会の開催やエコドライブ宣言の実施等による普及啓発

条例に基づくエコマイスター制度（エコドライブマイスター）の推進

[対策評価指標]

・「エコドライブ宣言」事業所数 ○○事業所

・ 条例に基づくエコドライブマイスター設置事業者数 ○○事業者（○○名）

3 アイドリング・ストップの徹底

条例に基づくアイドリング・ストップの推進

4 低公害車の普及

低公害車フェアの開催等による情報提供、普及啓発

天然ガスステーションの整備促進

条例に基づくエコマイスター制度（エコカーマイスター）の推進

[対策評価指標]

・ 低公害車の普及台数 ○○万台

・ 条例に基づくエコカーマイスター設置事業者数 ○○事業者（○○名）

5 物流の効率化（環境にやさしい物流の推進）

環境にやさしい配送宣言の実施等による普及啓発

条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度の推進

[対策評価指標]

・「環境にやさしい配送宣言」事業所数 ○○事業所（倍増）

・ 条例に基づく事業者報告・公表制度による削減 ▲○%（○事業者）

6 交通需要マネジメント施策の推進

パーク・アンド・ライドやカーシェアリング等の普及促進

7 交通流対策の推進

道路交通情報提供システムの充実

重点対策6 電気機器等における地球温暖化対策

家庭部門や業務部門においては、温室効果ガスの排出の量の主な増加要因であるエアコンなどのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等に対し、省エネルギー性能の高い電気機器等の普及を図る必要がある。

このため、日常生活における省エネルギー行動の一層の推進や省エネルギー性能の高い電気機器等の優先的な使用・買い替えを促進するとともに、特に、エネルギー消費量の相当程度多い電気機器等については、条例に基づく家電販売店等に対する省エネルギー性能の表示や購入者への説明制度やエコマイスター制度により、省エネルギー型の電気機器等の更なる普及を促進する。

1 家庭やオフィス、店舗等での省エネルギー行動の一層の徹底（電気機器等の適切な使用）

環境マネジメントシステムの普及（環境家計簿の改善、KESセミナーの開催等）

家庭向け省エネ診断の普及

[対策評価指標]

・ 環境家計簿利用世帯数 ○○世帯

・ 環境マネジメントシステム（KES）導入事業者数 ○○事業者

2 省エネルギー性能の高い電気機器等の普及（優先利用や買い替えの促進）

条例に基づく省エネラベル制度の推進等による情報提供、普及啓発

条例に基づくエコマイスター制度（省エネマイスター）の推進

[対策評価指標]

・ 条例に基づく省エネラベル表示事業者数 ○○事業者（○○店舗）

・ 条例に基づく省エネマイスター設置事業者数 ○○事業者（○○名）

重点対策7 自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策

化石燃料などのエネルギー起源の二酸化炭素が温室効果ガスの総排出量の約9割を占めていることから、環境への負荷が小さく、クリーンな自然エネルギーの普及を促進していく必要がある。

このため、府域の資源や特性を活かし、自然エネルギーの一層の普及を促進するとともに、特に、発電や買取を通じて自然エネルギーの導入・普及のけん引役を果たすべき電気事業者に対して、条例に基づく電気事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度により更に取組を促進する。

1 住宅や工場、オフィス、店舗等での自然エネルギーの普及

低利融資制度等助成制度の充実

[対策評価指標]

・ 住宅用太陽光発電設置世帯数 ○○世帯（○倍増）

2 公共施設における率先導入

府施設（学校等）での自然エネルギーの率先導入

[対策評価指標]

- ・府施設での太陽光発電導入量 ○○kW（○○施設／○倍増）

3 電気事業者による自然エネルギーの利用促進

- 条例に基づく電気事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度の推進

[対策評価指標]

- ・条例に基づく電気事業者報告・公表制度による自然エネルギー利用 ○○%

重点対策8 環境物品等の購入等による地球温暖化対策

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会構造に根ざしていることから、その解決には経済社会のあり方そのものを、環境負荷の少ない持続発展が可能なものに変革していく必要がある。

このため、環境負荷を低減する環境物品等の購入等の取組を促進する。

1 グリーン調達（購入）の推進

- 京都グリーン購入ネットワークの活動支援
- 京都府グリーン調達方針の拡充

[対策評価指標]

- ・京都グリーン購入ネットワーク参加事業者数 ○○事業者

2 グリーン調達方針の普及

- ガイドライン等による情報提供、普及啓発

重点対策9 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの取組による資源の有効利用や廃棄物の適正処理を促進する。

1 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等による資源の有効利用の促進

- 京都府循環型社会推進計画の推進
- 「産業廃棄物減量・リサイクル戦略（仮称）」アクションプランの策定・推進
- 京都府産業廃棄物税条例の推進
- 京都府産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助事業等による支援

[対策評価指標]

- ・一般廃棄物最終処分量 13万トン／年（▲50%：平成11年度比）
- ・産業廃棄物最終処分量 20万トン／年（▲45.9%：平成11年度比）

2 廃棄物の適正処理の促進

- 条例に基づく事業者温室効果ガス削減計画書の報告・公表制度の推進
- [対策評価指標]

- ・条例に基づく事業者報告・公表制度による削減 ▲○%（○○事業者）

重点対策10 環境教育・環境学習の推進等による地球温暖化対策

地球温暖化の防止をはじめ、循環型社会の形成や自然との共生など、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、環境問題への正しい理解や認識を深め、具体的行動につなげていく基盤となる環境教育・環境学習を推進していく必要がある。

このため、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進するとともに、条例において京都地球環境の日と定めた2月16日の前後に、毎年、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等と連携し、地球温暖化の防止に向けた機運の醸成、行動の喚起を図るための取組を集中的に実施する。

1 学校、職場、地域、家庭等における環境教育・学習の推進

- ホームページや啓発冊子、イベントの開催等による情報提供、普及啓発
 - 環境家計簿や学校版K E Sの普及
 - 京都府地球温暖化防止活動推進センター等との連携による環境学習の推進（「親子温暖化教室」、「環境交流会」等）
 - 京都府教育委員会「京のエコスクール」指定校制度による取組促進
- [対策評価指標]
- ・ 環境家計簿利用世帯数 ○○世帯

2 人材の確保・育成

- 京都府地球温暖化防止活動推進員の増員、研修の充実
 - 新任教員研修会等における情報提供、普及啓発
- [対策評価指標]
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の増員 168名→○○○名（※全市町村において複数名以上の設置）
 - ・ 地球温暖化防止活動推進員研修会開催回数 ○○回／年（受講者数○○名）

3 パートナーシップの推進

- 京都地球環境の日における府民総参加による取組の実施
 - 京都府地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会の活動支援の強化
- [対策評価指標]
- ・ 地球温暖化防止地域協議会の設置数 28協議会（※全市町村に設置）

重点対策11 森林の保全・整備等による地球温暖化対策

豊かな森林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に大きく寄与するものの、現在のところ、林業経営者等の取組だけでは、適切な森林の保全及び整備を進めることが困難な状況にある。

このため、府民、事業者、環境保全活動団体が連携・協働し、豊かな京都の森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を推進する。

1 森林の適切な保全・整備

緑の公共事業の推進

[対策評価指標]

- ・ 森林吸収源として算定可能な森林面積 ○○ha (○○t-CO₂)

2 府内産木材の利用推進

京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO₂）の推進

3 府民参加の森づくりの推進

モデルフォレストの推進（京都府豊かな緑を守る条例の推進）

[対策評価指標]

- ・ 森林ボランティア参加者数 ○○名/年

- ・ モデルフォレスト登録団体数 ○団体

重点対策 1 2 環境産業の育成等による地球温暖化対策

環境保全の取組を経済発展の新たな基盤として捉え、環境が良くなれば経済も発展する、環境と経済が好循環する持続可能な社会システムを構築していく必要がある。

このため、府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による環境技術の研究開発や環境産業の育成を支援する。

1 環境技術の研究開発、製品開発の推進

研究開発等に対する助成

2 産学公連携による環境産業の育成・振興

京都版グリーンシティー（グリーン創出産業振興事業）の推進

重点対策 1 3 国際協力の推進による地球温暖化対策

地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、国境を越えた国際協力の下で推進していくことが必要である。

このため、府内の大学や産業界、行政等の経験やノウハウ、技術等を活かし、府民等との連携と協働の下で、京都議定書誕生の地にふさわしい国際協力を推進する。

1 人材の派遣、研修の推進

海外材派遣事業や海外研修生の受入の実施

2 国際協力事業の推進

中国陝西省植樹事業の支援

計画の対策体系

分野		対策
対策を進める3つの柱		1 活動を広げる意識づくり
		2 活動を促進する人づくり
		3 活動を支える仕組みづくり
1	府による地球温暖化対策	1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進 2 府自らの事務事業における率先実行
2	事業活動	1 工場やオフィス、店舗等での省エネルギー行動の一層の徹底 2 省エネルギー性能の高い設備、機器等の普及
3	建築物	1 住宅の新築リフォームにおける断熱等の建築物の環境性能の向上 2 オフィスや店舗、マンション等の建築物の環境性能の向上
4	緑化の推進	1 住宅における緑化の推進 2 工場やオフィス、店舗等の建築物の緑化の推進
5	自動車交通	1 公共交通機関や自転車等の利用促進（自動車の使用抑制等） 2 エコドライブの普及（自動車の適正な整備・使用の推進） 3 アイドリング・ストップの徹底 4 低公害車の普及 5 物流の効率化（環境にやさしい物流の推進） 6 交通需要マネジメント施策の推進 7 交通流対策の推進
6	電気機器等	1 家庭や工場、オフィス、店舗等での省エネルギー行動の一層の徹底（電気機器等の適切な使用） 2 省エネルギー性能の高い電気機器等の普及（省エネ性能の高い電気機器等の買い替え促進）
7	自然エネルギー	1 住宅や工場、オフィス、店舗等での自然エネルギーの普及 2 公共施設における率先導入 3 電気事業者による自然エネルギーの利用促進
8	環境物品等の購入	1 グリーン調達（購入）の推進 2 グリーン調達方針の普及
9	廃棄物の発生抑制等	1 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進等 2 廃棄物の適正処理
10	環境教育・環境学習の推進	1 学校、職場、地域、家庭等における環境教育・学習の推進 2 人材の確保・育成 3 パートナーシップの推進
11	森林の保全・整備	1 森林の適切な保全・整備 2 府内産木材の利用推進 3 府民参加の森づくりの推進
12	環境産業の育成	1 環境技術の研究開発、製品開発の推進 2 産学公連携による環境産業の育成・振興
13	国際協力の推進	1 人材の派遣、研修の推進 2 国際協力事業の推進

3 府民にわかりやすい行動モデルの設定

府民や事業者の日常生活や事業活動における地球温暖化防止の取組を、より主体的で継続的な行動へと発展させていくためには、内容がわかりやすく効果を実感しやすい行動モデルを設定し、これを府民運動として展開することが必要である。

このため、府民や事業者が日常生活や事業活動の中でより身近に実感しやすい電気やガスなどのエネルギーの使用量をベースに標準的な削減項目（コアメニュー）を設定し、温室効果ガスの排出量が判明している直近年度である平成14年度（2002年度）を出発点として、誰もが覚えやすい条例目標と同じ「-10%」を指標とする行動目標を設定する。

また、ステップアップ用の削減項目も併せて設定し、府民や事業者の自主的・継続的な取組の更なる促進を図る。

1 府民の取組

(1) 家庭における行動目標

家庭における電気、ガス、灯油の使用量を「10%」削減

場面	行動項目	1日の省エネ行動	年間節減量	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
リビング	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度を設定する。	エアコンの冷房温度を 1℃高く する	30.24kWh	665円	10.28
		エアコンの暖房温度を 1℃低く する	53.08kWh	1,168円	18.05
		ガスファンヒーターの暖房温度を 1℃低く する	8.21m3	1,223円	16.09
	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける。	エアコンの冷房運転を 1時間短く する	18.78kWh	413円	6.39
		エアコンの暖房運転を 1時間短く する	40.73kWh	896円	13.85
		ガスファンヒーターの暖房運転を 1時間短く する	12.68m3	1,889円	24.85
		石油ファンヒーターの暖房運転を 1時間短く する	15.90L	900円	39.59
人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がける。	蛍光灯を 1時間消灯 する	5.48kWh	121円	1.86	
テレビをつけっぱなしにしない。	テレビの視聴時間を 1時間短く する	40.84kWh	898円	13.89	
キッチン	洗いのをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くする。	給湯器の温度設定を 1℃低く する	4.40m3	656円	8.62
	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。	電気ポットの保温時間を できるだけ短く する	107.52kWh	2,365円	36.56
浴室・洗面所	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付ける。	シャワーの使用時間を 1分短く する	9.24m3	1,377円	18.11
	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉める。	温水便座の ふたを閉める	34.90kWh	768円	11.87
		便座の設定温度を中から弱にする	26.38kWh	580円	8.97
その他	電気製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする。	電源スイッチをオフにする	97.00kWh	2,134円	32.98
		プラグを抜く	70.00kWh	1,540円	23.80
合計			-	13,919円	285.76

標準的な「10%」削減メニューを設定

10%の削減目標を達成した世帯のためのステップアップメニューを設定

☆ ステップアップメニュー <作成中>

標準=いますぐできること → ステップアップ=機器の買替時にできること

【資料】家庭における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1世帯当たり 削減量
		消費量	世帯数	1世帯当たり 消費量		
電気	kWh	5,506,098,000	1,050,304	5,242	10.0	524
都市ガス	m ³	352,726,660	1,050,304	336	10.0	34
灯油	L	165,531,000	1,050,304	158	10.0	16
排出量	kg-CO2	2,732,751,000	1,050,304	2,602	10.0	260

(2) マイカー利用における行動目標

マイカー利用におけるガソリンの使用量を「10%」削減

標準的な「10%」削減メニューの設定

場面	行動項目	エコドライブ等の実践	年間節減量	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車	アイドリングはできる限りしないように気をつける。	アイドリングストップを 1日5分 実施する	16.25L	1,900円	37.70
	無駄な荷物を積んだまま運転しないように気をつける。	不必要な荷物を載せて走らない	0.75L	200円	1.74
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気をつける。	急発進、急加速を 1日5回 やめる	28.00L	3,200円	64.96
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ	7.50L	850円	17.40
	外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用する。	自動車走行距離の 5% 相当分を公共交通機関に切り替える	31.25L	—	72.50
合計			83.75	6,150円	194.3

目標を達成できた世帯のためのステップアップメニューの設定

☆ ステップアップメニュー <作成中>
標準=いまずぐできること → ステップアップ=車両買替時にできること

【資料】マイカー利用における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1台当たり 削減量
		消費量	保有台数	1台当たり 消費量		
ガソリン	L	438,839,564	578,467	759	10.0	76
排出量	kg-CO2	1,018,105,812	578,467	1,760	10.0	176

2 事業者の取組

(1) 製造業の行動目標

製造業事業者の標準モデルの設定

標準モデルにおけるエネルギー使用量（原油換算）を「10%」削減

各業種毎の標準的な「10%」削減メニューの設定

項目	取組内容	対象業種	対象設備等	エネルギー種	年間節減量	年間節減量 (原油換算)	年間削減量 (kg-CO2)
ボイラーの燃焼空気比	ボイラー(2t/h)の燃焼空気比を1.6から1.2に調整	全業種	ボイラー	A重油	8,300 L	8,345 L	22,493
工場内の冷暖房	空調の冷暖房温度、使用時間の適正化	全業種	空調	電気	1,428 kWh	133 L	486
工場内の照明	作業現場ごとの照度と使用時間の適正化	全業種	照明	電気	110 kWh	10 L	37
冷却水ポンプ	こまめなチェックによる間欠運転	非鉄金属	ポンプ	電気	25,930 kWh	2,411 L	8,816
変圧器	休日、夜間の変圧器の解放	全業種	変圧器	電気	7,460 kWh	694 L	2,536
合計						11,593 L	34,368

□意欲ある事業者向けのステップアップメニューの設定

☆ステップアップメニュー <作成中>
標準=いまずぐできること → ステップアップ=設備更新時にできること

【資料】製造業における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1業者当たり 削減量
		消費量	事業所数	1業者当たり 消費量		
原油換算	L	622,729,434	6,369	97,775	10.0	9,778
排出量	t-CO2	1,650,233	6,369	259	10.0	26

(2) 運輸業の行動目標

- 運輸事業者(旅客・貨物)の標準モデルの設定
- 標準モデルにおけるエネルギー使用量(原油換算)を「10%」削減
- 旅客・貨物別の標準的な「10%」削減メニューの設定

<旅客運輸(タクシー)事業者の標準モデル作成中>

場面	行動項目	エコドライブ等の実践	年間節減量	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車の使用	アイドリングはできる限りしないように気を付ける。	アイドリングストップを 1日1時間 実施する			
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ			
	車中の冷暖房温度や使用時間の適正化に努める。	カーエアコンの冷房温度を 1℃高く 1時間短く する			
		カーエアコンの暖房温度を 1℃低く 1時間短く する			
	効率的な配車や最適輸送ルートを選択するよう心掛ける。	効率化により燃料消費を 1%節減 する			
合計					

<旅客運輸(バス)事業者の標準モデル作成中>

場面	機器	行動内容	節減量	節約額	削減量 (kg-CO2)
機器の購入	アイドリングストップ装置	アイドリングストップ装置搭載車の導入			
	エコドライブ関連機器	エコドライブ関連機器を取り付ける			
	バイオディーゼル車	バイオディーゼル車の積極的な導入			
	トッパンナー適合車	トッパンナー適合車の積極的な導入			
合計					

<貨物運輸事業者の標準モデル－作成中>

場面	行動項目	エコドライブ等の実践	年間節減量	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車の使用	アイドリングはできる限りしないように気を付ける。	アイドリングストップを 1日1時間 実施する			
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付ける。	急発進、急加速を 1日10回 やめる			
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ			
	車中の冷暖房温度や使用時間の適正化に努める。	カーエアコンの冷房温度を 1℃高く 1時間短く する			
		カーエアコンの暖房温度を 1℃低く 1時間短く する			
	効率的な配車や最適輸送ルートを選択するよう心掛ける。	効率化により燃料消費を 1%節減 する			
	空荷車の活用を促進し積載率の向上に努める。	空荷車の活用を促進し 積載率を1%向上 する。			
合計					

□意欲ある事業者向けのステップアップメニューの設定

☆ ステップアップメニュー（旅客・貨物） <作成中>
 標準＝いますぐできること → ステップアップ＝車両更新時にできること

【資料】タクシー1台における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1台当たり 削減量
		消費量	保有台数	1台当たり 消費量		
LPG	t	61,041,000	9,188	6,644	10.0	664
排出量	kg-CO2	183,123,000	9,188	19,931	10.0	1,993

【資料】バス1台における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1台当たり 削減量
		消費量	保有台数	1台当たり 消費量		
軽油	L	35,955,000	4,567	7,873	10.0	787
排出量	kg-CO2	94,201,000	4,567	20,626	10.0	2,063

【資料】貨物車両1台における2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1台当たり 削減量
		消費量	保有台数	1台当たり 消費量		
軽油	L	222,201,000	15,403	14,426	10.0	1,443
排出量	kg-CO2	582,161,000	15,403	37,795	10.0	3,780

(3) 民生部門（業務系）の行動目標

- ① オフィスにおける行動目標（標準モデルの設定）
- ② 病院における行動目標（標準モデルの設定）
- ③ 学校における行動目標（標準モデルの設定）
- ④ ホテルにおける行動目標（標準モデルの設定）
- ⑤ 卸小売、飲食店における行動目標（標準モデルの設定）
 - 各業種別のエネルギー使用量を「10%」削減
 - 各業種毎の標準的な「10%」削減メニューの設定

<オフィスの標準モデルー作成中>

区分	行動項目	1日の省エネ行動	年間節減量	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
OA機器	長い時間使わないときはコピーの主電源を切る。	コピーの主電源を 1時間 切る			
	長い時間使わないときはプリンターの主電源を切る。	プリンターの主電源を 1時間 切る			
	長い時間使わないときはパソコンの主電源を切る。	パソコンの主電源を 1時間 切る			
空調	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度を設定する。	エアコンの冷房温度を 1℃高く する			
		エアコンの暖房温度を 1℃低く する			
		ガスファンヒーターの暖房温度を 1℃低く する			
	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける。	エアコンの冷房運転を 1時間短く する。			
		エアコンの暖房運転を 1時間短く する。			
		ガスファンヒーターの暖房運転を 1時間短く する。			
照明	人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がける。	蛍光灯を 1時間消灯 する			
	窓際には自然光を取り入れ、照明の明るさを調整する。	窓際の蛍光灯を 2割消灯 する			
その他	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。	電気ポットの保温時間を できるだけ短く する			
合計					

意欲ある事業者向けのステップアップメニューの設定

☆ ステップアップメニュー（オフィス、病院、学校、ホテル等）<作成中>
 標準=いますぐできること → ステップアップ=設備更新時にできること

【資料】民生部門（業務系）オフィスにおける2010年度の削減目標

エネルギー種	単位	2002年度			削減率 (%)	削減目標 1世帯当たり 削減量
		消費量	事業所数	1業者当たり 消費量		
電気	kWh	5,194,866,000	109,809	47,308	10.0	4,731
都市ガス	m ³	253,141,854	109,809	2,305	10.0	231
石油類	L	280,369,811	109,809	2,553	10.0	255

3 観光旅行者等の滞在者の取組

- ・ 宿泊先での取組
- ・ 観光先での取組
- ・ 移動における取組
 - 観光旅行者の観光パターン別の標準モデルを設定
 - 標準モデルにおけるエネルギーの使用量を「10%」削減
 - 観光パターン別の標準的な「10%」削減メニューの設定

☆ 標準的な削減メニュー <作成中>

【資料】観光旅行者（標準モデル）における2010年度の削減目標

☆ データ <作成中>

6 計画の推進

温室効果ガス削減の数値目標（▲10%）を確実に達成していくためには、事業者、府民、団体、行政の各主体が、それぞれの立場に応じた責任と役割を果たすとともに、連携・協働した取組を進めていくことが重要である。

このため、各主体の役割の明確化や推進体制の整備を図るとともに、相互に連携・協働した取組を強化し、より実行性のある対策を推進する。

1 推進体制の整備

推進方策1 京都府

京都府は、府域の自然的・社会的条件を活かし、広域的かつ基盤的な地球温暖化対策を総合的・計画的に推進することが必要である。

このため、総合的な対策を推進するための計画（「京都府地球温暖化対策推進計画（地域推進計画）」や「地球にやさしい21世紀府庁プラン（実行計画）」）を策定・推進するとともに、市町村、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員と連携・協働しながら、府民、事業者等の各主体の取組を支援する。

特に、地域における地球温暖化対策の重要な担い手である市町村をはじめ、地域協議会、推進員については、その体制が十分でないところが多いことから、府は、それら推進体制の整備や活動に対する支援を行い、地域レベルでの取組を更に強化する。

1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

- 京都府地球温暖化対策条例の制定（平成17年12月制定、18年4月施行）
- 京都府地球温暖化対策推進計画（平成18年9月策定＜予定＞）
- 地球温暖化対策プラン（平成14策定、16・17年度改訂、18年度改訂＜予定＞）

2 推進体制の整備

- 地球温暖化対策推進本部（本部長＝知事）の設置による全庁あげた取組の推進
- 担当部署の拡充（地球温暖化対策プロジェクトの増員、専門職員の育成等）
- 地域推進体制の整備（広域振興局における担当者の配置）
- 市町村に対する支援の強化（地球温暖化対策推進法に基づく「実行計画」及び「地域推進計画」の策定及び推進等）
- 推進員の増員（168→〇〇〇名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置（委嘱）を目標）及び研修の充実

- 地域協議会の組織化支援（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）
- 事業者、府民、環境保全活動団体、地球温暖化防止活動推進センター、推進員、地域協議会等に対する活動支援及び連携の強化
- 国、近隣府県、関西広域連携協議会等との連携の強化
- モデル事業の推進による連携の強化
 - 例)・・・学校（校区）を活動の場の中心に、地域を構成する各主体（児童、先生、PTA、自治会、NPO、団体、企業等）が結集し、環境学習や地域の課題に応じた取組を行うモデル事業の実施を通じて連携を強化

推進方策2 市町村

市町村は、地域における最も身近な基礎的自治体として、地域の自然的・社会的条件を活かし、地域に密着したよりきめ細かな地球温暖化対策を総合的・計画的に推進することが必要である。

このため、総合的な対策を推進するための計画（「地域推進計画」や「実行計画」）を策定・推進するとともに、組織体制の整備や京都府、推進員、地域協議会との連携・協働を強化し、地域住民や事業者への情報提供や普及啓発、活動支援などの取組を推進する。

特に、地域における地球温暖化対策の重要な担い手である推進員との連携を強化するとともに、地域協議会の組織化の支援や連携を強化する。

1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

- 地域推進計画の策定及び推進（4→28全市町村※全市町村での計画の策定を目標）

2 組織体制の整備

- 担当部署の明確化、担当者の設置
- 推進員の増員（168→〇〇〇名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置を目標）
- 地域協議会の組織化支援（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）
- 事業者、住民、環境保全活動団体、推進センター、推進員、地域協議会等に対する活動支援及び連携の強化

3 自らの事務事業における率先実行

- 実行計画の策定及び推進（10→28全市町村※全市町村での計画の策定を目標）
- 環境マネジメントシステムの構築及び推進

推進方策 3 京都府地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、府内における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として、広く府民に対し地球温暖化の現状やその対策の重要性について、普及啓発や相談助言、広報活動を行うとともに、京都府、市町村、地域協議会、推進員と連携・協働しながら、府民、事業者等の各主体の取組を支援する。

1 体制整備

- 人材の確保・育成（専任スタッフの増員 4→〇名）
- 地域推進体制の整備（支所等の設置）

2 活動の強化

- 府民、事業者、市町村等に対する普及啓発、相談助言等の活動支援
- 府、市町村、推進員、地域協議会等との連携の強化

推進方策 4 京都府地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、京都府や市町村、推進センター等と連携・協働しながら、地域住民に対する情報提供や普及啓発、様々な活動への指導や助言、協力を実施する。

特に、推進員は、地域協議会の構成員の核となることが期待されることから、地域協議会の組織化や活動をリードする役割が期待される。

1 体制整備

- 推進員の増員（168→〇〇〇名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置を目標）
- 研修の受講、自己研鑽によるスキルアップ

2 活動の強化

- 府民に対する情報提供、普及啓発、指導助言、活動支援
- 府、市町村、推進センター、地域協議会等との連携の強化

推進方策 5 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、市町村、推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進する。

特に、地域協議会は、市町村と連携し、地域（市町村）における活動をリードする役割が期待される。

1 組織体制の整備

□地域協議会の組織化（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）

□人材の確保・育成（専任スタッフの設置）

2 活動の強化

□府民に対する普及啓発、活動支援

□府、市町村、推進センター、地域協議会等との連携の強化

推進方策 6 京と地球の共生府民会議

京と地球の共生府民会議は、府内の様々な分野の団体が参加するパートナーシップ推進組織として、情報交換や参加団体の自主的な活動を促進するとともに、広く府民や事業者等に対する普及啓発やキャンペーン、イベント等の実施を通じて、府内における地球温暖化防止活動を府民運動として展開する。

1 組織体制の整備

□府内のより多くの団体等が結集する府民運動（パートナーシップ）の推進組織として、参加団体等の拡充や連携・協働の強化

2 活動の強化

□地球温暖化防止月間や京都地球環境の日におけるキャンペーンやイベントの実施など、府民運動の展開

2 各主体の役割

1 府民

府民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、日常生活における省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、エコドライブやアイドリング・ストップの実行、低公害車の利用など、自主的かつ継続的な地球温暖化対策を推進するとともに、リサイクル運動やグリーン購入の取組、森林ボランティアなど、地域における地球温暖化防止活動へ積極的に参加・協働する。

2 事業者

事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、事業活動における省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、エコドライブやアイドリング・ストップの実行、低公害車の利用など、自主的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するとともに、環境教育・環境学習、森林の保全・整備など、地域における地球温暖化防止活動へ積極的に参加・協働する。

3 環境保全活動団体

環境保全活動団体は、自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進するとともに、府民や事業者等に対する地球温暖化の防止に関する普及啓発や環境保全活動団体相互の交流や連携を促進する。

4 観光旅行者等滞在者

観光旅行者等の滞在者は、滞在中の活動における公共交通機関の利用やエコドライブ、アイドリング・ストップの実行、ゴミの発生抑制、リサイクルへの協力など、自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進するとともに、京都府や市町村等が実施する地球温暖化対策に主体的に協力する。

3 計画の進行管理

温室効果ガス削減の数値目標（▲10%）の達成に向けて、計画に基づく対策毎に、できる限り具体的な数値目標（対策評価指標）を設定し、対策の実施状況について、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、継続的な改善を図る。

1 PLAN（企画）

- 「地球温暖化対策条例」の制定
- 「地球温暖化対策推進計画」の策定
- 「地球温暖化対策プラン」の策定
- 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」の策定

2 DO（実施）

- 「地球温暖化対策条例」の推進
- 「地球温暖化対策推進計画」の推進
- 「地球温暖化対策プラン」の推進
- 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」の推進
- 各主体の自主的取組の推進
- パートナーシップ（各主体間の連携・協働）による取組の推進

3 CHECK（評価）

- 対策評価（年度毎）
 - ・ 府内における温室効果ガスの排出状況
 - ・ 計画（条例）に基づく対策（対策評価指標）の進捗状況
 - ・ 温室効果ガス削減の数値目標の達成状況
- 府民参画
 - ・ パブリックコメントの実施
 - ・ 府民意識調査の実施
- 第三者評価
 - ・ 京都府環境審議会に第三者評価組織を設置
- 情報公開・説明責任
 - ・ 京都府環境白書において地球温暖化対策推進計画の進捗状況及び地球温暖化対策の実施の状況等について報告・公表

4 ACTION（見直し）

- 「地球温暖化対策プラン」の改訂（毎年度）
- 「地球温暖化対策推進計画」の見直し（定期的）
- 「地球温暖化対策条例」の見直し（適時）

7 脱温暖化社会の実現に向けて—中長期ビジョン—

温室効果ガスの濃度を安定化させるという気候変動枠組条約の究極的な目的を達成していくためには、世界全体の温室効果ガスの排出量を早期に少なくとも現在の半分以下にすることが必要であるとされている。

温室効果ガスの排出の量を大幅に削減する脱温暖化社会を実現していくためには、その第一歩として、本計画に掲げた削減目標を確実に達成していくことはもとより、究極の目標に至るための中長期的目標として、2025～2030年頃までに実現すべき社会を展望しながら、中長期的な視点に立った戦略を更に推進していくことが重要である。

このため、バックキャスティング（将来社会の姿を描き、そこに到達する道程を設計する手法）により、次のように、ライフスタイルや産業・ビジネス、まちづくり・交通など、府民が目標として共有できる未来像・ビジョンを提案する。

今後、こうした脱温暖化社会の実現というゴールに向け、早期に具体的な道筋を明らかにし、更なる取組を進めていくことが望まれる。

ビジョン1 ライフスタイル

家庭生活においては、「ほんまもん」や「もったいない」という言葉に代表されるよいものを大切に長く使う生活文化が見直され、省エネルギーの徹底や製品等の長期使用が進んでいる。また、ごみの減量や堆肥化、雨水の利用など、地域における資源循環の取組が熱心に行われている。

製品等を購入するときも、省エネルギー性能や環境に配慮した製品やサービスを優先し、住宅も、断熱や二重窓など、省エネルギーが徹底され、太陽光パネルなどの自然エネルギーや府内産の木材の利用も進んでいる。

外出する際は、徒歩や自転車での移動、また、便利な公共交通の利用が優先され、自動車を使用する場合も、エコドライブの徹底や、ハイブリッド車や燃料電池車など、クリーンエネルギー自動車の普及も進んでいる。

ビジョン2 産業・ビジネス

環境が経営戦略の最重要課題となり、あらゆる事業者において地球温暖化防止の自主的取組が進展しているとともに、社会貢献活動（CSR）が中小事業者まで浸透している。

産学公の連携の下で、省エネルギーや省資源などの新しい環境技術や製品、ビジネスモデルが次々と生み出され、京都の環境産業は、付加価値や競争力を高め

ながら、地域経済を支える重要な産業として育ち、地球温暖化の防止にも大きく貢献している。

府民は、環境に配慮した製品やサービスの提供を受け、快適さと環境が両立するライフスタイルを実践するとともに、市場のグリーン化が進み、産業が活性化し、更に環境が良くなる環境と経済が好循環する社会が進展している。

京都府の友好提携州省を中心に、京都産業や環境保全活動団体による環境技術や人材育成面での国際協力が活発化し、世界の地球温暖化防止にも貢献している。

ビジョン3 地域づくり・交通

都市部では、集中効率的な土地利用やインフラ整備により、都市機能の再集約化や中心市街地への回帰が進み、多くの駅前商店街が活気を取り戻している。

徒歩や自転車の利用が優先され、鉄道やバスなどの公共交通機関も、環境にやさしく、利便性の高い多様な交通手段・システムとして整備され、環境負荷が大幅に低減されたコンパクトな都市構造が実現されている。

農山村地域では、自立分散型のインフラが整備され、自然資本を骨格とする地方都市へと再生が進んでいる。また、モデルフォレストなど、府民参加の森づくりなどにより、都市と農山村の交流も活発化するとともに、新築住宅の府内産木材の需要が高まり、適切な森林の整備が進展する中で、二酸化炭素の森林吸収量も十分確保されている。

公共事業は、「環の公共事業」が定着し、公園緑地、森林整備、自然エネルギー、公共交通など、環境の保全・創造を目的とした投資に更に重点化されている。

ビジョン4 エネルギー

多くの府民は、太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーの利用を進め、エネルギーの消費者であると同時に生産者となり、自然エネルギーによるエネルギーの地産地消が進んでいる。

化石燃料から太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーへの転換を一層促進することで、太陽光パネルなどは、生産規模・量を拡大し、一層のコストダウンが図られ、さらにその利用が加速し、エネルギー起源の二酸化炭素は大幅に削減されている。

住宅を中心に、多くの市街地で太陽光パネルや風車が建ち並び、また、地域の資源である自然エネルギーを活かすことで、「風のまち」、「光のまち」など、自然エネルギーの利用を地域の活性化に結び付ける取組も進んでいる。